

虐待防止マニュアル

えふらいふ株式会社
えふらいふ明石事業所

虐待防止マニュアル障がい者虐待に関する考え方と対応

このマニュアルは、障がい者の人権の尊重や権利擁護の具現化につながることのみならず利用者に安心と安全を提供するサービスの質の向上のため、適切な対応を図るための対応手順及び留意事項を定めるものである。

1. 障がい者の虐待防止に求められる視点

①障がい者虐待防止法については、理念を定めるのにとどまるのではなく、できる限り具体的な虐待の防止について実効性のあるものとしなければならない。また、法律の制定の有無を問わず、日常的な虐待防止の取組みが進められなければならない。

その為には、障がい者支援の現場の知恵を活用して、障がい者虐待の特徴を捉えて、具体的な障がい者虐待防止の視点を定めておくことが不可欠となる。

②障がい者虐待が生じる場所は、他の虐待ケースと同じように、施設内と家庭内の両方がある。虐待の類型には、高齢者虐待防止法に定められている5つの類型（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）のほかに、身体拘束やプライバシー侵害などによる人格的虐待も考えるべきである。

2. 障がい者虐待とは

①障がい者虐待防止法の施行

「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援などに関する法律」（以下「障がい者虐待防止」という。）が平成24年10月1日から施行されている。

法第1条では、障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することと法の目的を定めている。

②障がい者虐待の考え方

(1) 障がい者（児）に対する「虐待」は、「障がい者に対する不適切な言動や障がい者自身の心を傷つけるものから傷害罪等の犯罪になるもので幅広いもの」と考えている。

ここで言う障がい者とは障がい者基本法第2条第1号に規程する障がい者と定義されており、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としてのる。

また、障がい者人は18歳未満の者も含まれる。

- (2) 障がい者の虐待防止を考えるに当たっては、家庭内虐待に対しては虐待を受けた者と虐待を行ってしまった家族等の双方への支援を位置づけることが求められる。また、施設内虐待に対しては「訓練」や「指導」の名のもとにおける虐待を許してはならない。施設内虐待では、密室状態下における権利侵害行為を事前にできる限り防止する必要がある。そうすると、家庭内虐待にしても施設内虐待にしても、早期の介入こそが不可欠であり、虐待の定義は拡大して捉えるべきである。
- (3) 例えば、外傷のおそれがなくても暴行が行われていれば、身体的虐待であると定義すべきであり、一度でもネグレストがあれば著しくなくてもネグレストであると定義すべきであり、本人を傷つける言動や行動があれば心理的虐待であり、身体的拘束を行ったりプライバシーを侵害したりするものは人格的虐待と定義して考えるべきである。性的虐待には、もともと何の限定も付されなていない。経済的虐待については、虐待類型別に成年後見制度の利用支援を明確にするほうが望ましい。
- (4) 今までの立法例では、①身体的虐待②性的虐待③ネグレスト④心理的虐待とされているが、これらの定義も拡大するとともに、これ以外にも⑤身体的拘束やプライバシーの侵害⑥障がい者の所持する年金等の流用など財産の不当な処分等もそれぞれ虐待に当たるものと考えたい。

①身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。</p> <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする、殴る、蹴る、壁に叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどや打撲をさせる、身体拘束、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する行為、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど
②性的虐待	<p>性的な行為やその教養（表面上の同意しているように見えても本人かの同意かどうかを見極める必要がある）</p> <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交、性器への接触、性的行為を強要する、裸にする、キスする本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話する、わいせつな映像を見せる。
③ネグレスト (放置・放棄)	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化し、又は不当に保持しないこと。</p>

	<p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事や水分を十分に与えない、食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している、あまり入浴させない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、髪や爪が伸び放題、室内の掃除をしない、ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる、病気や怪我をしても受診させない、学校に行かせない、必要な福祉サービスを受けさせない、制限する、同居人による身体的虐待や性的虐待や心理的虐待を放置する
④心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「バカ」「あほ」など障がい者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、人格をおとしめるような扱いをする、話しかけているのに意図的に無視する。
⑤人格的虐待	理由のない身体的拘束、無断でプライバシー侵害を行うこと。
⑥経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>(具体的な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分や運用する、日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

(5) これらの虐待は、複合的に発生していることがあるとともに、顕在化していない場合も考えられる。また、障がい者に対する虐待は、養護者や親族によるもの、障がい者支援施設や障害福祉サービス事業者等の従事者によるものがある。

③障がい者虐待の特徴・共通点

(1) 障がい者の虐待の特徴や共通点について、「障がい者虐待防止についての勉強会」（厚生労働省、平成17年設置）では、主に施設・事業所における虐待の共通点を以下のように整理している。

施設における虐待の共通点（知的障がい者施設の場合）

虐待が表に出ない 主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待事件の本質が利用者本人にも理解せれていない。 ・ 対応が困難な行動を抑えるのだから強い指導も必要だと、虐待の原因を問題行動に帰している。
------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・加害者が本来保護すべき立場にある職員であること。 ・公的機関（行政側）が、事件を正面から受け止めきれない。行政が虐待を隠蔽する役割を担うこともある。 ・親が虐待する側を守る行動をとる。背景に我が子を預ける場のない、行き場のない状況がある。
虐待がおきる理由	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰の容認 ・体罰という認識が無い（指導、しつけと考えている） ・体罰はいけないと思いつつ行ってしまう。職員の個人的性格ストレスなどにも関係している。 ・職員側に利用者への支援のスキルがない場合が多い。
体罰を繰り返す理由	<ul style="list-style-type: none"> ・体罰が発覚しない。 ・利用者が言わない、言えない。 ・利用者が言っているのに声が届かない→利用者の声を聞くシステムがない。 ・職員が体罰を内緒にしている。仲間としてかばう傾向がある ・体罰を上司に通告しても改善されない→通告が生かされていないシステム。

(2) 虐待の発生については、「虐待者」「被虐待者」「その他環境や関係性」それぞれの側面の発生要因をふまえて理解し、解決にあたることが求められる。虐待の背景を十分に把握することが、具体的な対策を明らかにする。さらに、発生要因をしっかりと分析することが、虐待の再発防止や早期発見に結びつくことを認識することが求められる。

(3) 虐待に対する問題意識と、その防止に対する日々の配慮は、障がい者福祉サービス等の社会福祉サービスの提供に関わる事業者、従事者にとっては、サービスの質といった重要な課題以前に、利用者に向き合う大前提として認識することが不可欠である。そして、虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人・施設としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営においておおきな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要がある。

3. 施設・地域における虐待防止に向けた具体的な取り組み

障がい者福祉サービス等を提供する施設・事業者においては、施設・事業所における虐待の防止、早期発見・早期対応等に関わる取組みのみならず、地域生活を支える拠点、中核的な社会資源として地域における虐待防止等の実践も積極的に行うことが求められている。これは、社会・地域における法人・施設の存在意義を高め、その使命と役割を果たすことにも繋がる。

(1) 虐待の防止等に関する事業者の責務（関係法令を中心として）

①障がい者総合支援法においては、事業者の責務として「指定事業者等は障がい者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障がい者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない」（第42条第3項）と定められている。

②サービス提供にあたっては、「障がい者総合支援法に基づく指定障がい福祉サービス事業（障がい者支援施設）等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下、指定基準）において、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置するなどの必要な体制の整備を行うこと、また、職員に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めなければならないことが定められている。さらに、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いては、身体的拘束やその他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないとされている。

※「緊急やむを得ない場合の強制力を加える行為」（身体拘束）は虐待にあたる場合がある。

→ベットや車椅子などに身体を固定するなどの拘束は、個別支援計画などに明記し事前に利用者・家族への説明と同意を得ることが不可欠である。また職員が共通した対応を行うこと、また、やむを得ず約束をする時と場合を明確化するなど、手順と方法を予め定めておくことが重要である。

「緊急やむを得ない場合」として以下の3つの要件を満たすことを求めている

- 1切迫性→利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 2非代替性→身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 3一時性→身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

参考 「身体拘束禁止の対象となる具体的な行為」の例

- ①俳諧しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを策（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢を紐で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着用させる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

(2) 虐待の防止等に向けた体制の整備

施設・事業者における虐待防止に向けた体制の整備として、法人管理職・事業管理者は「体制整備チェックリスト」を活用し、定期的に虐待防止等に向けた体制が整っているか確認する。また、施設・事業職員は、「職員セルフチェックリスト」を活用し、定期的に自身の業務及び職場環境の確認を行うこととする。

(3) 虐待の早期発見に向けた取り組み

①虐待案件は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、確認や管理者などへ報告が重要である。また、地域で生活している使用会社のサービス利用時等の様子にも配慮し、疑いがもたれる場合には家庭訪問や相談支援事業者との連携、さらには、行政への通報を含め迅速に対応を行うことが必要である。

②虐待事案については、大きな問題には至らないと思われるような出来事から、次第に深刻や虐待に発展していく危険性を有している。日頃から、ささいな変化にも留意するとともに、関係者のコミュニケーションを図り、虐待事案の予兆を素早く察知する早期対応への心構えが求められている。

利用者に対する日々の観察力を高め、「早期発見チェックリスト」などを活用し、虐待を早期に発見する目を養うようにする。

4. 虐待発見時の対応

施設・事業所において虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに、組織的な対応を図る。また、行政に通報・相談を行う。

※障がい者の虐待に関する市町村の対応義務

障がい者総合支援においても、市町村の責務として、「障がい者等に対する虐待防止及びその早期発見のために関係機関との連絡調整を行うことその他障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと」（第2条第3項）が定めており、必要な対応を求める必要がある。

5. 発生後の対応

虐待の発生後、「被害者である障がい者」と「虐待を行った者」双方への視点をもって対応することが必要である。

被害者である障がい者に対しては、まず生命と身体の安全を十分に確保した上で落ち着きを取り戻すための支援、もしくは1日も早く安心した生活を取り戻すために必要な取組みを進めることが重要である。

「虐待を行った者」に対しては、虐待の背景には様々な要因があるという前提のもとに、適切なフォローを行う。

施設や事業所の職員が虐待を行った場合には、家庭生活上の不安や、職場における人間関係などのトラブルなどが虐待にいたる要因として考えられる。これら

の状況について、日常的に把握できるような環境や仕組みを整えるとともに、発生後はその他の職員の状況に改めて配慮する取り組みを進める。

また、家族（養護者）による虐待の場合、その背景には、障がい者本人と養護者・家族の人間関係や地域社会での家族の孤立感や孤独感、過重な介護に対する負担、経済的な困窮や、家族（養護者）自身が身体的もしくは精神的な支援を必要としている場合もある。

6. 地域における虐待防止ネットワークの構築

虐待の防止や早期の対応などにあたっては、市町村等の自治体を中心としながら関係機関との連携協力体制を構築することが重要である。例えば、障がい者自立支援法における仕組みの活用を考えた場合、障がい者の権利擁護に対する取り組みなどが求められている相談支援事業者との連携の促進や地域自立支援協議会において虐待防止に取り組む体制を構築することが考えられる。

7. その他、虐待防止に向けた関連制度の活用

障がい者の虐待防止の観点からは、状況に応じて「成年後見制度」及び「日常生活自立支援事業」などを積極的に活用することも必要である。障がい者の虐待防止に繋がると考えられる様々な仕組みや制度を活用するという視点が重要である。

虐待防止のフローチャート

虐待防止・早期発見

(管理者の責任と方針の明確化・徹底)

体制整備チェックリスト

(サービスの質と職員の資質・意識の向上)

(利用者の声、サービス提供のモニタリング) →

職員セルフチェックリスト

(リスクマネジメントに関する取り組みの活用)

(個別支援計画の活用)

(虐待の早期発見)

→

早期発見チェックリスト



虐待発見時の対応

速やかな組織的対応と行政への通報
相談

利用者や家族への十分な配慮、説明
責任

発生要因の調査・分析

再発防止に向けた組織体制の強化、
職員の意識啓発等

虐待発生後の対応

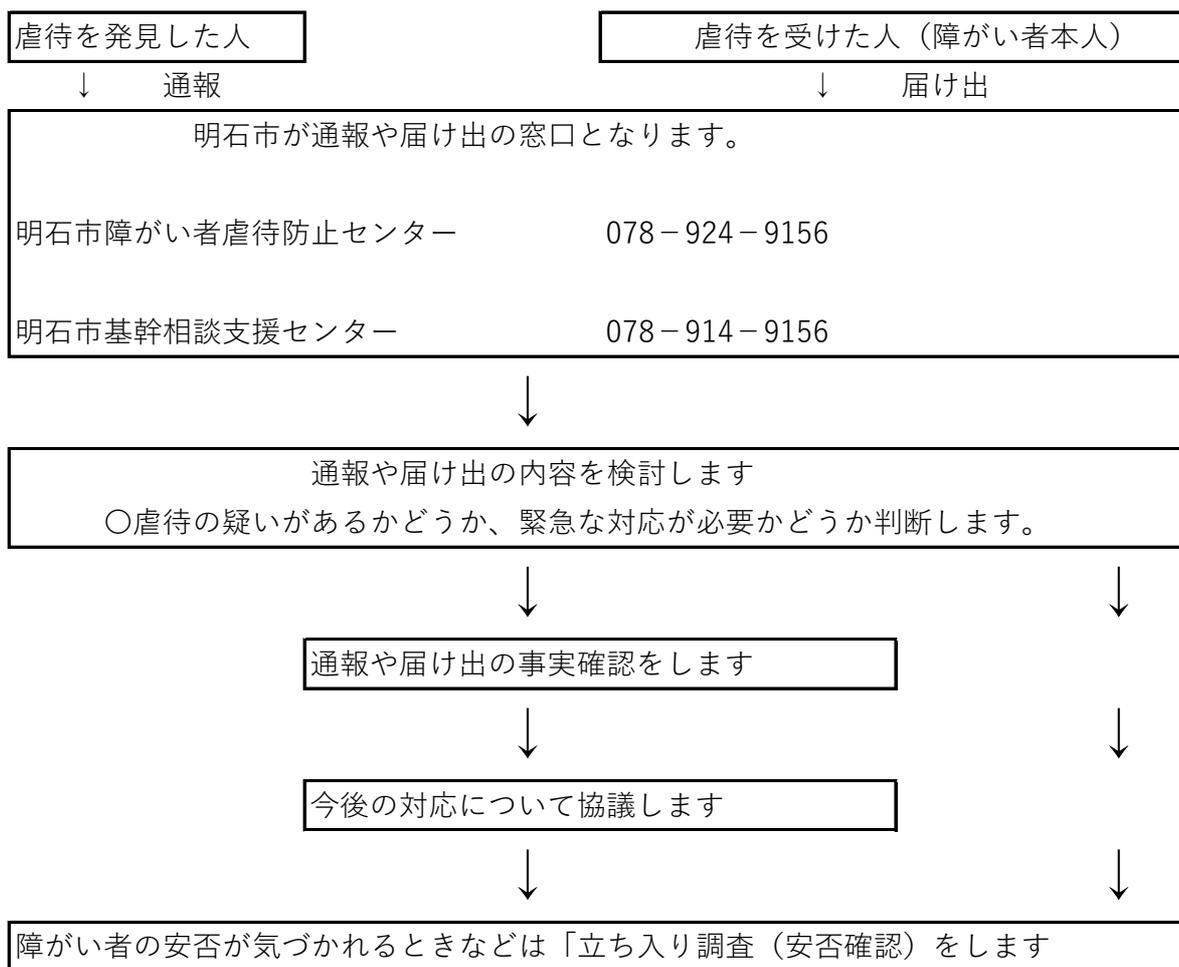
虐待被害者の生命と身体の安全
を確保し、落ち着きを取り戻す
ための支援

→

虐待を行った者に対し、虐待に
至った背景を踏まえたフォロー
を行う。

虐待防止のための仕組みや作り
や環境改善など

虐待の通報・届け出からの対応



定期的な訪問や調査などで虐待の再発を防ぎます